

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

【公表日】

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当J-Adviserの名称】

【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】

【担当J-Adviserの本店の所在の場所】

【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

発行者情報

2026年 6 月 26 日

筑波精工株式会社

代表取締役社長 傳 寶菜

栃木県河内郡上三川町大字上蒲生字願成寺2168-10

0285-55-0081

取締役管理部長 山口 成人

株式会社アイ・アール ジャパン

代表取締役社長 青山 幸彦

東京都千代田区霞が関3-2-5霞が関ビルディング26階

https://www.irjapan.jp/ir_info/library/financial_results.html

03-3519-6720

東京証券取引所TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

筑波精工株式会社

<https://tsukubaseiko.co.jp>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回 次	第39期	第40期	第41期
決算年月	2024年3月31日	2025年3月31日	2026年3月31日
売上高 (千円)	326,525	237,849	278,434
経常損失(△) (千円)	△7,449	△45,413	△32,113
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	30,013	△69,865	△49,354
資本金 (千円)	907,300	907,300	90,000
発行済株式総数 (株)	3,806,000	3,806,000	3,806,000
純資産額 (千円)	256,838	186,973	137,618
総資産額 (千円)	448,737	332,937	259,369
1株当たり純資産額 (円)	68.93	50.18	36.93
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
(1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	8.06	△18.75	△13.25
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	7.00	-	-
自己資本比率 (%)	57.24	56.16	53.06
自己資本利益率 (%)	12.41	-	-
株価収益率 (倍)	155.1	-	-
配当性向 (%)	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△68,043	△58,568	△45,904
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	25,360	△1,588	△10,582
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△3,558	△13,422	△12,708
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	292,475	218,896	149,700
従業員数 (人)	19	19	19
[外、平均臨時雇用者数]	[-]	[-]	[-]

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 第40期、第41期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 第40期、第41期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
5. 第40期、第41期の株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
6. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を[]外数で記載しております。
8. 第39期から第41期の財務諸表については、「特定上有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、あかり監査法人の監査を受けております。

2 【沿革】

当社は、電気機械器具の製造販売並びに電気機械器具の検査、測定、治工具及び金型の販売を目的として、1985年6月27日に栃木県真岡市熊倉町において設立いたしました。会社設立当初は三洋電機の半導体の後工程を担う三洋シリコン電子の外販部門として設立され、後工程関係の設備を設計・販売していましたが、並行して社内で開発を進めてきた半導体保持が可能な静電吸着システム（以下「静電チャック」という。）の開発に目途が付いたことから、2002年からは静電チャックの研究開発と静電チャック関連製品の販売に絞った事業展開を進めてまいりました。

当社の設立以降の経緯は以下のとおりであります。

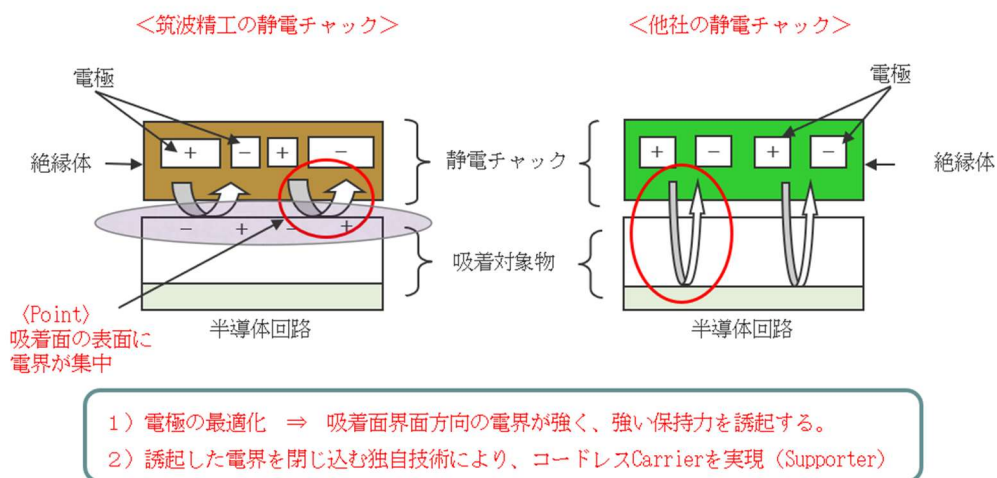
年月	事 項
1985年6月	栃木県真岡市熊倉町にて資本金200万円で株式会社設立
1988年7月	栃木県真岡市松山町に移転
2002年4月	静電チャックの設計販売開始
2003年4月	液晶生産装置ODF向けG4, G5基板対応静電チャックの設計販売開始
2004年6月	ODF向けG6, G7基板対応静電チャックの設計販売開始
2006年9月	本社を栃木県河内郡上三川町に移転 関東経済局より「異分野連携新事業分野開拓計画」の認定を受ける
2007年8月	ODF向けG8基板対応静電チャックの設計販売開始
2009年4月	経済産業省の「2009元気なモノ作り中小企業300社」に選定される
2013年6月	Carrier（キャリア）型静電チャック サポーター（以後「Supporter®」という）販売開始
2018年11月	東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場

3 【事業の内容】

当社は、静電チャックの開発・製造・販売を行う、研究開発型の企業であります。当社が自社開発を行ってきた静電チャックの特色は、対象物に電荷を与えることがなく、低電圧で高吸着力を発生するとともに、コードレスで薄いCarrier型静電チャックを実現したことであります。そのため、既存の静電チャックでは取り扱えなかった対象物素材や超薄ウエハ等の分野を事業対象に含めることとしております。ディスプレイ用フラットパネルのガラスの大型化や、半導体ウエハの極薄化などの技術の高度化により、他社の静電チャックでは対応が困難となる分野が拡大しています。

下図は当社の静電チャックと既存の一般的な静電チャックの電界の模式図を並べたものであります。

筑波精工の技術革新



当社製品と既存製品の特徴の比較を一覧にすると以下のようになります。

比較項目	当社の静電チャック	既存の静電チャック
静電チャックの基礎技術	独自で開発した電極と絶縁層の最適化設計技術により電界を吸着物の表面に集中発生させ、吸着物の表面を最大限にイオン分極させることで強い吸着力を得られます。	電界の制御ができず、吸着物の表面に電界が集中しません。高電気抵抗体の吸着物の表面をイオン分極できないため吸着力が弱くなっています。
コードレスで薄いCarrier型静電チャック	独自で開発した電界の貯蔵技術で、吸着物吸着後外部電源を外しても半永久に吸着力を維持でき、かつ、厚みが0.5mmと薄く既存設備の変更不要で極薄ウエハプロセスを可能にします。	対象物を分極吸着できるCarrier型静電チャックは他にありません。

電気自動車向けインバーターの中心部品である次世代低抵抗IGBT、IoT普及に伴うメモリ需要、原子力発電に代わる太陽電池、いずれもウエハの薄化後ウエハ裏面プロセスが最重要課題である中、当社製品のCarrier型静電チャック“Supporter®”は薄ウエハプロセス時のウエハキャリアとして機能し、50 μ （ミクロン：マイクロメートルの慣用名で、1ミクロンは1,000分の1ミリ。以下「 μ 」と表す。）厚のウエハのプロセスを実現します。特に薄型化が急激に進捗する半導体関連業界において、より薄型化された半導体を取り扱うことができない既存の製造技術が次第に淘汰される中、当社独自技術で実現したCarrier型静電チャックは超薄型化されたウエハのプロセスの可能性を拡大しつつあります。

なお、当社は静電界を用いた吸着システム事業のみの単一セグメントであります。当社の製品別に記載すると以下の通りです。

<Supporter®>

給電ユニットから分離しても長時間吸着力を維持可能な静電チャックのシステムです。吸着する素材（以下「ワーク」という。）を吸着するときに電源ユニットを使って電圧を加えることで吸着力を発生させます。約0.5mm厚のSupporter®はウエハ吸着後外部給電を必要とせず、給電ユニットから分離しても、吸着力はそのまま維持され、数か月間でもそのまま吸着を継続することが可能です。ワークを分離する場合は、電源ユニットを使って吸着解除させることで分離することができます。当社のSupporter®を使用することで、既存の製造ラインの大幅な修正無しに、50 μ 厚などの薄ウエハの製造過程において発生するウエハの「反り」や「微細なクラック」による不良品の発生を防止し、製造ラインの自動化率と製品の歩留率を向上することができます。



<ステージ>

給電ユニットが付属している静電チャックのシステム及びその他応用製品です。ワークを吸着する時に給電し、ワークを離脱させるときは給電を停止します。ワークは、薄いガラス板や、スマホのディスプレイ用のフィルム、大型ディスプレイのODF（液晶滴下方式工法）向けなどです。顧客はスマホメーカーに部品を納入している部品メーカーや、大画面（2m×2mなど）の液晶ディスプレイのメーカーなどです。

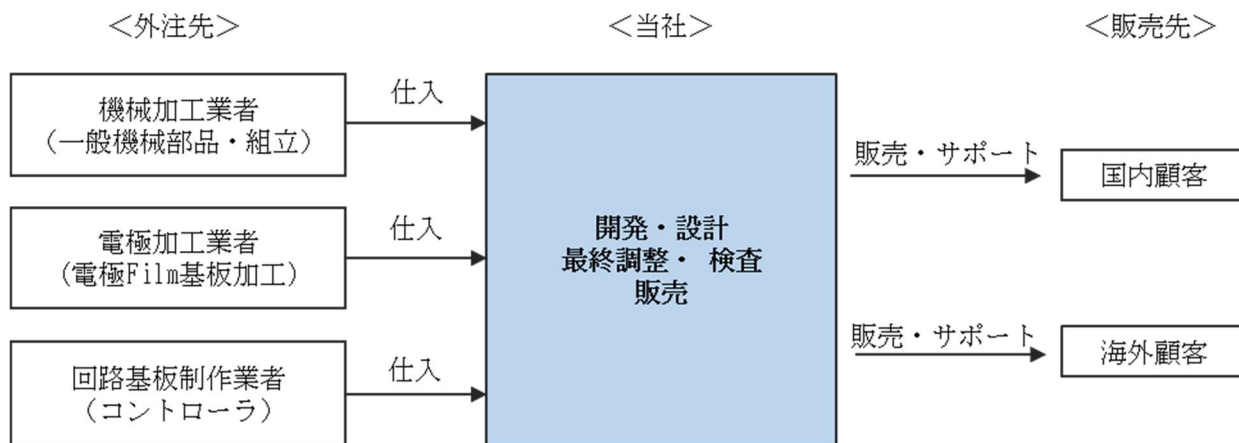
ほか、ハンディタイプの静電チャックがあり、コードレスで使用しどこでも作業が可能です。



<自動機>

Supporter®へのウエハの吸着・脱着を全自動にて行うための装置の中心機能ユニットであります。
自動機の中に搬入されたウエハを位置決めし、吸着・ハンドリングし、脱着までを全自動で行うことが可能です。

(事業系統図)



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2026年3月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
19 (-)	46.2	7.1	4,560

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、基準外賃金及び賞与を含んでおります。

3. 当社は、静電界を用いた吸着システム事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報提出日現在において当社が判断したものであります。また、【業績等の概要】の各項に記載している金額には、消費税等は含まれておりません。

(1) 業績

当事業年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善や企業収益の底堅い推移を背景に、緩やかな回復基調を維持しています。しかし、継続的な物価上昇や円安・金利変動が個人消費や企業活動に影響を及ぼしており、先行きは不透明な状況が続いております。

一方、国際的には、米国の通商政策・関税措置、中東情勢をはじめとする地政学リスクの長期化、中国経済の低迷など不確実性が一段と高まっており、資源・原材料価格の高止まりやエネルギーコスト上昇が経営環境をさらに厳しくしており、総じて景気回復への期待はあるものの、内外双方のリスク要因が重なり、先行きの見通しは極めて困難な状況にあります。

当社は、このような状況の中、国内においては、新たなアプリケーション向けのSupporter®販売が増えた一方で、ステージのリピート需要の維持拡大ができず見込んでいた受注の獲得に至らなかったため、売上を伸ばすことができませんでした。

海外においては、半導体メーカーに自動機ユニット及びSupporter®を販売する大口受注がありました（2025年4月15日付「大口受注に関するお知らせ」参照）。またステージにおいては、半導体メーカーからの困難かつ短期での課題解決を迫られましたが、これを解決して製品化させたことにより、大口受注につなげることができました（2026年2月12日付「大口受注に関するお知らせ」参照）。一方で、前期からの継続案件となっている最先端半導体関連における大口受注の見込案件は、引き続き当社製品の評価が続いており、当期の売上とすることが出来ませんでした。

この結果、当事業年度の売上高は278百万円（前年同期比117.1%）、営業損失は32百万円（前年同期は44百万円の営業損失）、経常損失は32百万円（前年同期は45百万円の経常損失）、当期純損失は49百万円（前年同期は69百万円の当期純損失）となりました。

上記の結果、当事業年度末時点において当社には、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していますが、「第3【事業の状況】4【事業等のリスク】(15)継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の概要及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策」に記載のとおり、当該重要事象等を解消するための対応策を講じることにより、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

なお、当社は静電界を用いた吸着システム事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）の残高は、前事業年度末に比べ 69百万円減少し、149百万円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因については、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の減少は45百万円（前事業年度は58百万円の減少）となりました。これの主な要因は、減損損失8百万円、貸倒損失8百万円、減価償却費1百万円、棚卸資産の減少額5百万円及び修繕引当金の増加額3百万円があった一方、税引前当期純損失48百万円、為替差損益1百万円、売上債権の増加額3百万円、仕入債務の減少額6百万円、未収還付消費税等の増加額2百万円、未収還付法人税等の増加額4百万円及び未払法人税等の減少額4百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の減少は10百万円（前事業年度は1百万円の減少）となりました。これの要因は有形固定資産の取得による支出10百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の減少は12百万円（前事業年度は13百万円の減少）となりました。これの要因は、長期

借入金の返済による支出12百万円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当事業年度の生産実績は、次のとおりとなります。なお、当社は静電界を用いた吸着システム事業のみの単一セグメントであります。

セグメントの名称	生産高（千円）	前年同期比（％）
静電界を用いた吸着システム事業	143,562	120.6

(注) 1. 金額は、製造原価によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当事業年度の受注実績は、次のとおりとなります。なお、当社は静電界を用いた吸着システム事業のみの単一セグメントであります。

セグメントの名称	受注高 (千円)	前年同期比 (％)	受注残高 (千円)	前年同期比 (％)
静電界を用いた吸着システム事業	306,312	124.3	54,983	214.3

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績は、次のとおりとなります。なお、当社は静電界を用いた吸着システム事業のみの単一セグメントであります。

セグメントの名称	売上高（千円）	前年同期比（％）
静電界を用いた吸着システム事業	278,434	117.1

(注) 1. 当社は単一セグメントであるため、セグメント別の記載に代えて製品別に記載しています。

当事業年度の製品別販売実績は次のとおりであります。

製品の名称	販売高（千円）	前年同期比（％）
Supporter®	52,512	91.9
ステージ	172,630	95.5
自動機	53,291	-
合計	278,434	117.1

2. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
A社 (注) 5	54,669	23.0	106,262	38.2
KUNSHAN KODIT PRECISION INDUSTRY CO., LTD	-	-	64,047	23.0

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

4. 当事業年度における販売実績の総販売実績に対する割合が10%未満である相手先の販売実績は、記載を省略しております。

5. A社については、静電界を用いた吸着システム事業への影響が懸念されることから、社名の公表は控えさせていただきます。

3【対処すべき課題】

当社の事業は、主に半導体製造産業であるファンドリ向けであり、将来的な事業拡大が望めるSupporter®(Supporter®は現状では巨大なファンドリの集積する台湾並びに中国本土を主たるターゲットとしています。ただし、国内のSupporter®ユーザーの動向次第で国内も市場となる可能性があります。)と、リピート受注等足元で着実に売上を積み上げることができるものの、市場規模が限定的であるステージ及び当期より販売のあったウエハの自動吸着・脱着を可能とする自動機とがあります。Supporter®とステージは国内外で、自動機は国外でのビジネスを想定しておりますが、当社の立ち位置が中国並びに台湾を重視せざるを得ないものであることから半導体産業・設備投資産業の景気及び米中対立の政治情勢、地政学的リスク等がSupporter®、ステージ及び自動機の売上に強く影響を与えます。

このリスクを低減する策は、Supporter®による台湾・中国偏重に依らず、未だに十分な実力を有する国内外におけるステージと、少しずつ国内での認知度が高まりつつあるSupporter®の販売拡大にも相応の力を入れ、全ての製品に会社リソースを充て、地域や商品を偏らせることなく売り上げを上げることができる体制を整えることであります。

また、半導体業界は日進月歩で技術が進化しており、更なる量産受注を得るためには、顧客からの多種多様な要望に迅速に適切に応えることが重要な課題であると捉えております。その顧客からの変化する要望の解決のため当社製品である静電チャックの改良を継続し、一つずつ信頼を積み重ねることが重要であると認識して製品開発を進め、販売拡大を進めてまいります。

(1) 人材の確保・育成について

当社では、人材が重要な経営資源であると考えており、事業の拡大及び持続的な成長のために、高いスキルを持った優秀な人材の確保と育成を重要な課題と認識しております。若年層人口の減少により、採用活動は厳しい状況が続いておりますが、即戦力としての中途採用者を中心とした採用活動を継続し、社内での研修を通じた専門知識向上による育成に力を入れてまいります。

(2) 内部管理体制の強化について

当社は小規模な組織であるため、継続的な成長を実現できる企業体質を確立する必要があります。

そのため、リスク管理や業務運営管理をはじめとする内部管理体制の整備と適切な運用を推進し、経営の公正性及び透明性を確保するため、体制強化に取り組んでまいります。

(3) 顧客対応力の強化について

当社の静電チャックの技術はその基礎技術の部分で完成しておりますが、今後当社が安定的に取引を拡大するためには、様々な顧客の条件に適合したアプリケーション対応が最重要事項と認識しております。当社顧客企業では半導体薄板のハンドリングを完全機械化することで製造効率を極大化しておりますが、当社製品はこのラインに配置されることから、当社の製品が顧客ライン上で完全自動稼働することが製品採用のポイントであり、当社ではこのような顧客向けアプリケーション対応に力をいれ、安定取引を継続してまいります。

4【事業等のリスク】

当社の事業活動について、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある主要なリスクは以下のとおりであります。ただし、以下に記載された項目以外の事態が生じた場合においても、当社業績及び財務状況に大きな影響を及ぼす可能性があります。

なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報提出日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 経営成績・財務状況等に関するリスク

(税務上の繰越欠損金に関する事項)

当社は、当事業年度末日現在において多額の税務上の繰越欠損金を計上しております。当社業績が事業計画を上回る水準で推移した場合、早期に繰越欠損金が解消されることとなり、課税所得の控除が受けられず、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が発生した場合には、計画しているキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

(配当に関する事項)

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しておりますが、過去から繰越利益剰余金が欠損であることから、当事業年度において会社法の規定上、配当可能な財政状態にありません。当面は今後の成長に向けた事業展開の推進と経営基盤の安定化を図るために、内部留保による財務体質の強化に努め、今後の経営成績及び財政状態を勘案しつつ利益配当を検討する予定であります。

(2) 競争によるリスク

当社製品は、国内外の市場において厳しい競争にさらされています。競争力向上のために新技術・新製品の研究開発活動を積極的に行っていますが、製品価格の下落が当社の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 市場ニーズの変化に関するリスクについて

半導体は「ムーアの法則（集積度は1世代＝18～24ヶ月で2倍に増加すること）」に従い、高集積化が進んでいますが、微細化等の「二次元」における高集積化は限界が近くなりつつあり、現状では半導体そのものの薄型化や積層化（「三次元化」）することにより更なる高集積化を進めていくといわれています。薄型化としては半導体ウエハの厚さで $50\mu\sim 25\mu$ が当面の目標とされる中、当社は 100μ 以上の半導体ウエハのハンドリングでは想定されていなかった様々な問題に直面している半導体デバイス業界における代替ソリューションを提供しています。

当社は、お客様に満足していただく製品を供給し続けるべく、技術開発への経営資源の投入、市場動向、ニーズへの対応に努めておりますが、当社の予期し得ない技術革新、市場ニーズの急激な変化等により、お客様が求める製品の開発や供給ができなかった場合、当社の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 市況の変動に関するリスクについて

当社が販売する、静電チャック及びその応用製品群（Supporter®、ステージ、自動機）は、技術革新が顕著な最先端半導体業界や半導体デバイス業界の先端技術を実現する製造周辺装置であります。最先端半導体市場や半導体デバイス市場は、長期的に概観すれば総じて右肩上がりの成長軌道を辿っておりますが、技術革新により急激に成長する反面、需給バランスが崩れることによって市場規模が一時的に縮小する歴史が繰り返されています。このような中、電子部品メーカーや、半導体デバイスメーカーは市場環境の変化に応じて設備投資を増加又は減少させる傾向があります。

当社は、このような事業環境に対応するため、受注生産の徹底による在庫の適正化、生産性の向上や業務の効率化・合理化を行い、体質の強化に取り組んでおります。しかしながら、予期せぬ市場規模の縮小によって、受注又は売上げの遅延、取り消し、在庫の急激な増加等が生じた場合、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 代金回収に関するリスクについて

当社の生産計画、販売計画及び業績の見通しは、納期の変更等により急な見直しを行うことがあります。半導体ウエハの薄型化やフラットパネルディスプレイ（FPD）の大型化、高精細化の進捗によるプロセス技術の進化が急激に進む中、当社製品を利用した工場の建設計画の遅れや、設備投資の見直しなどによる納期の変更が、当社の販売計画、業績見通しに影響を与えることがあります。また、お客様の工場ライン上のいずれかの工程におけるトラブル等様々な要因により、出荷から代金回収までに長い期間を要することも想定されます。このようなリスクを最小化すべく、受注時に受注総額の半額相当を前受金として受け入れ、残額の支払いを受けてから出荷する契約を締結する等の個別対応を行うなど、計画的な代金回収に努めていますが、当社の希望する支払条件が受け入れられなかったり、何らかの事情による代金回収遅延が発生した場合に当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 為替変動のリスク

外貨建てで取引されている当社の国際取引、海外での製品価格は円換算されるため、為替相場の影響を受けます。当社の決済サイトは、契約締結から納品・決済まで平均3か月程度となっており、そのリスクヘッジのため先物為替予約等のデリバティブ取引を行うがありますが、短期間で急激な為替相場変動があった場合、当社の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) 海外展開について

当社が追求する静電チャックの応用範囲が世界規模の広がりを見せる中、当社は当社製品が半導体製造装置、最先端半導体等の分野における、最優先デバイスの製造・性能向上や歩留率の向上には欠かすことのできない生産技

術（Key Manufacturing technique）となることを目指しております。このような中、当社顧客は日本国内に加え、北米、欧州、アジアに展開しておりますが、これらの販売活動には、各国及び各地域の経済情勢、法規則、商習慣の相違、税制、為替規制等の変化による影響や、各国の国内及びクロスボーダーの紛争、テロや関連する災害、社会・労働環境の相違、社会的インフラの未整備等による影響を受ける可能性があります。

（８）小規模組織であること

当社は、当事業年度末日現在において、従業員19人（臨時従業員なし）と小規模組織となっており、内部管理体制もこの規模に応じたものとなっています。当社では今後の業容拡大に対応するため、人員の追加及び内部管理体制の一層の充実を経営上の重要な課題として取り組んでおりますが、人材の拡充が予定通り進まなかった場合、または人材の流出があった場合は、業務執行体制や内部管理体制が有効に機能しなくなり、当社の事業展開に支障が生じ、当社の業績にも悪影響を及ぼす可能性があります。

（９）経営者への依存について

当社の代表取締役社長である傳寶葉は、現在の当社の競争力の源泉である静電チャックの開発を当初から推進した中心人物であり、経営ビジョン・方針の提示やそれに基づいた事業戦略の策定をはじめ、中期経営計画の立案及び推進、新規事業の立案及び推進に影響力を有しております。当社は事業拡大に応じて、代表取締役に過度に依存しない経営体制を構築すべく権限の委譲等を進めておりますが、何らかの理由により代表取締役の業務継続が困難となった場合には、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（10）新株予約権の行使による株式価値の希薄化に関する事項

当社は、役員及び従業員に対する、インセンティブを目的としたストック・オプション制度を採用しております。これらの新株予約権の目的となる株式数（以下「潜在株式数」という）は、当事業年度末日現在において585,000株であり、発行済株式総数の15.4%を占めております。これらの新株予約権が行使される場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

（11）ファブレス型経営に関するリスク

当社は、製品の最終組み立て並びに調整を社内で行っておりますが、専用の部品の製造について外部に委託するファブレス型のビジネスモデルを採用しております。当社の製品仕様に最適な部品を適時に、優れたコストパフォーマンスで製造できる複数のパートナーとの連携を維持し、半導体市況や最先端半導体市場の様々な業況に対して、安定的な製品供給が可能な体制を構築するべく努めておりますが、適切な製造キャパシティ、納期、コストパフォーマンス等が製造委託先から得られない場合には、当社の事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

（12）知的財産権と技術の陳腐化に関するリスク

当社は積極的に知的財産の保全に取り組んでおります。また、今後も知的財産権の保全に取り組む予定ですが、当社の知的財産権が第三者に侵害された場合には、解決までに多くの時間及び費用がかかる等、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、今後当社の技術を超える優れた研究開発により、当社の特許に含まれる技術が淘汰され、当社技術が陳腐化した場合は、当社の事業活動に悪影響を及ぼす可能性があります。

（13）製造物責任に関するリスク

当社の製品は厳しい品質管理のもとに設計・製造され、顧客に対して高精度の機能を高い信頼性をもって提供しておりますが、当社製品の使用により万一顧客に深刻な損失をもたらした場合には、修理費用、賠償責任等による多額のコストが発生する可能性があります。さらに、これらの問題による当社企業イメージの低下は、当社の事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（14）特定顧客への依存に関するリスク

当社の製品は、主として国内及び海外の部品製造業者またはファンドリといわれる半導体デバイスの生産業者を中心に販売されています。大型案件の販売があった場合は、当該売上先への依存度が非常に大きくなりますが、大型案件が終了すれば、他の同規模のプロジェクトがない限り、当該売上先への販売額は大きく減少いたします。また、各業界における世界的な競争と淘汰の結果、大手と言われる取引先の数が増減する中、当社の売上は特定顧客に集中する傾向があります。これらの顧客の設備投資方針が変更されたり、顧客の競争力が失われたり、購買

方針が変更されたりした場合は、当社の事業活動及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

- (15) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の概要及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

当社は、当事業年度において営業損失32百万円、経常損失32百万円、当期純損失49百万円を計上しており、また、以下の表に示した通り、経常利益、営業キャッシュ・フローについて8期連続して継続的なマイナスが発生しており、営業利益は7期連続してマイナスが発生しております。

単 位 (百 万 円)	営業利益又は 営業損失 (△)	経常損失 (△)	当期純利益又は 当期純損失 (△)	営業キャッシュ・フロー
2019年3月期期末	1	△56	△62	△128
2020年3月期期末	△188	△189	△380	△156
2021年3月期期末	△90	△86	△108	△78
2022年3月期期末	△74	△73	△113	△67
2023年3月期期末	△82	△82	△91	△23
2024年3月期期末	△6	△7	30	△68
2025年3月期期末	△44	△45	△69	△58
2026年3月期期末	△32	△32	△49	△45

以上の状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

なお、当社は、以下に記載の諸施策の実施により業績を改善し、当該重要事象等が早期に解消されるよう取り組んでまいります。

具体的な対応策は次のとおりであります。

1. (生産部門の熟練工養成)

当社は「ファブライト」を標榜し、製品を構成する汎用的な部材を複数メーカーより調達すると共に、最終組み立て工程を社内に維持する方法で世界にオンリーワンの Supporter®の競争力を維持し、参入障壁を限りなく高く維持しています。同様に、当該組み立てに従事する従業員の技能の高度化による生産性向上と製品歩留まり改善が、製品の性能向上と利益率の改善に繋がることから、社内熟練工の養成を継続してまいります。

2. (増資)

将来、需要が増えた際にその受注量に応じた生産活動のためには、設備投資は不可欠となります。

技術・ビジネス面におけるシナジーを強化できるような投資先からの投資を受け、設備投資をしてまいります。

3. (新製品の開発)

当事業年度においては、日々革新的なアイデアで変化する顧客の生産現場で発生する問題を当社が協力して問題解決につなげてまいりました。今後も、顧客の要望に応えられる製品の研究開発を進め新規顧客を獲得し、業績の改善に繋げてまいります。

4. (営業体制の最適化)

国内外に関わらず販売後のサポート体制が不可欠であり、顧客のニーズにすぐに対応できることが信頼関係の継続につながります。当社は、現サポート体制を維持できるように必要な人材を採用・訓練し営業活動を進めてまいります。

5. (販売促進の強化)

新規顧客獲得のため集客ツールを用いて引合い件数の増加を図り、売上拡大につなげてまいります。

6. (経費抑制)

管理部門では、業務改善やアプリケーションを用いて効率化を図り、経費の圧縮と業務適正化を実施しております。また、部材価格の値上がりなどの影響を最小限に留めるよう新たな購買先の模索や代替品の採用などを適時実施し、キャッシュ・フローの最大化を目指してまいります。

7. (税金費用の削減)

当事業年度中において資本金を減少したことにより、税金費用を削減しております。今後も事業規模に応じた適切な税制への対応をまいります。

8. (売上代金の回収)

海外取引については、製品発送前に代金の大部分を入金してもらえよう交渉し、実行しております。当該措置により代金未回収のリスクを低減し、納期の長い取引に資金繰りに窮することのないよう対応をまいります。

当社といたしましては、以上のような施策を継続的に行うことにより、将来の収支の改善と共にキャッシュ・フローも確保できると考えており、又、資金面においても十分な手元資金を確保できているため、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

(16) J-Adviserとの契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。当該市場の上場企業は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、株式会社東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下「J-Adviser契約」）を締結する義務があります。本発行者情報の公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社アイ・アール ジャパン（以下「同社」）であり、同社とのJ-Adviser契約において定める義務の履行が求められております。当該義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1カ月前とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる旨を定めております。また上記に関わらず、当社及び同社は合意又は相手方に対する1カ月前以上の書面による通知によって本契約を解除することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

なお、本発行者情報の提出日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

① 債務超過

当社が対象となる事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後3年間に於いて債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（対象となる事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が対象となる事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但書きに定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための再建計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の（イ）及び（ロ）に定める書面に基づき行うものとする。

（イ）次のaからcまでの場合の区分に従い、当該aからcまでに規定する書面

法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

- a. 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合
- b. 当該再建計画が、当該手続に従って成立したものであることを証する書面私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合
- c. 当該再建計画が、当該ガイドラインに従って成立したものであることについて債権者が記載した書面

(ロ) 本号但書きに定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、有価証券上場規程第402条第1号ajに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合（当社が発行した手形等が不渡りとなり、当社から同社に対し銀行取引停止が確実となった旨の報告を書面で受けた場合）

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a. 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b. 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合
当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）
- c. 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）
当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次の（イ）から（ハ）までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

（イ） 次のa又はbに定める場合に従い、当該a又はbに定める事項に該当すること。

- a. 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
- b. 当社が前号cに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

（ロ） 当該再建計画に次のa及びbに掲げる事項が記載されていること。

- a. TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
- b. 前（イ）のaに規定する見込みがある旨及びその理由又は同bに規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

（ハ） 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないことと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合（天災地変等により一時的に事業活動が停止されたと同社が認めた場合を除く。））又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の（イ）から（ハ）までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該（イ）から（ハ）までに掲げる場合には当該（イ）から（ハ）までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

（イ）当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次のa又はbに該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除く。）の日

a. TOKYO PRO Marketの上場株券等

b. 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

（ロ）当社が、前イに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

（ハ）当社が、前（イ）及び前（ロ）に規定する事由以外の事由により解散する場合（本号本文なお書きの適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するものとして特例施行規則で定める行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為をいい、以下、本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の（イ）又は（ロ）に該当する場合

（イ）当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると同社が認める場合

（ロ）当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、市場の秩序を維持することが困難であることが明らかであると同社が認める場合

⑩ 内部管理体制等の不備

内部管理体制等について不備があり、同社が改善を促したにもかかわらず改善を怠り、改善の見込みがないと同社が認めた場合

⑪ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令若しくは上場契約の違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑫ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑬ 株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑭ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑮ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑯ 株主の権利の不当な制限

当社が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当社が認めた場合で、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当社が認めた場合

- a. 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b. ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c. 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（当社が持株会社である場合であり、当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同当社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d. TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと同当社が認める場合は、この限りでない
- e. TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定（株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと同当社が認めるものに限る。）
- f. 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと同当社が認める場合は、この限りでない
- g. 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定（株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと同当社が認めるものに限る。）

⑰ 全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している当社株式の全部を取得する場合

⑱ 株式等売渡請求による取得

特別支配株主がTOKYO PRO Marketに上場している当社株式の全部を取得する場合

⑲ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと当社が認めるとき

② その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社又は東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社のSupporter®をはじめとした静電チャックの技術はその基礎技術の部分で完成しておりますが、顧客の新たなアプリケーションに対応すべく都度改良と研究開発を重ねております。顧客によっては特殊な使い方での要望事例などもあり、ウェット環境への対応や特殊形状への対応等の多くの要望に応えるべく全社一丸で解決にあたりました。また、今後の売上拡大につながる12インチSupporter®の量産体制を整えるため、工程の見直しや製造技術の向上、品質を保ちながらの製造速度の向上等に努めてまいりました。この結果、当事業年度の研究開発費は20,819千円であります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報提出日現在において当社が判断したものであります。

財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因につきましては、「第3【事業の状況】4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

また、【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】の各項に記載している金額には、消費税等は含まれておりません。

(1) 重要な会計方針及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

この財務諸表の作成にあたりましては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者はこれらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第6【経理の状況】

【財務諸表等】(1)【財務諸表】【注記事項】(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりです。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は256百万円となり、前事業年度末と比較して73百万円減少（前期末比77.8%）いたしました。これの主な変動要因は、電子記録債権が7百万円増加、未収還付消費税等が2百万円増加及び未収還付法人税等が4百万円増加した一方、現金及び預金が69百万円減少、売掛金が6百万円減少、棚卸資産が5百万円減少及び未収入金が13百万円減少したことによるものであります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は2百万円となり、前事業年度末と比較して510千円減少（前期末比84.0%）いたしました。これの主な変動要因は、工具、器具及び備品が10百万円増加した一方、収益性の低下により減損損失8百万円、減価償却費として1百万円を計上したこと及び差入保証金が510千円減少したことによるものであります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は46百万円となり、前事業年度末と比較して4百万円減少（前期末比90.6%）いたしました。これの主な変動要因は、電子記録債務が7百万円減少、未払法人税等が5百万円減少及び前受金が2百万円減少した一方、買掛金が1百万円増加及び1年内返済予定の長期借入金が10百万円増加したことによるものであります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は75百万円となり、前事業年度末に比較して19百万円減少（前期末比79.5%）いたしました。これの主な変動要因は、修繕引当金が3百万円増加した一方で、長期借入金が22百万円減少したことによるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は137百万円となり、前事業年度末に比較して49百万円減少（前期末比73.6%）いたしました。これの変動要因は、当期純損失により利益剰余金が49百万円減少したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】（1）業績」に記載のとおりです。

(4) キャッシュ・フローの分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

(5) 資金繰りについて

当社の運転資金については、現時点では十分な現預金を保有しており、借入による資金調達も可能です。

また、当社は研究開発型の企業であることから、手許流動性を充実させるほか、資本市場からのタイムリーな資金調達が可能となるよう金融機関との連携を進めていくことにより、十分な運転資金の確保を進めてまいります。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社は、創業以来、事業の成長を牽引する静電チャックのコア技術を磨き、外部環境の変化や課題に迅速かつ機動的に対応してまいりました。当社は高まる静電チャックへの需要にこたえるべく、社内体制の一層の強化を図るほか、要素技術の進化と、静電チャックが切り開く新たなアプリケーションの応用範囲の拡大に向けて、積極的な研究開発や設備投資を推し進めるとともに、ファブレス・ファブライトを維持するために半導体設備業者とのアライアンスを維持発展させ、総合的な企業価値の極大化を進めてまいります。

(7) 目標とする経営指標

当社は、株主価値重視の観点から、売上高及び経常利益の成長を通じて企業価値の極大化に努めてまいり所存であります。

(8) 重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

「第3【事業の状況】4【事業等のリスク】（15）継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の概要及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社では、販売促進、Supporter®性能改善及び生産設備の高度化等を目的として10,582千円の設備投資を実施しました。その主なものは次のとおりであります。

なお、当事業年度において実施した重要な固定資産の売却、撤去、又は滅失はありません。

イ. 当事業年度中に取得・完成した主要設備

・ 検査治具等 10,582千円

2【主要な設備の状況】

2026年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額 (千円)					従業員数 (人)
		建物附属 設備	機械及び 装置	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	合計	
本社 (栃木県河内郡 上三川町)	本社機能	-	-	-	-	-	19

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 現在休止中の主要な設備はありません。

3. 上記のほか、主要な賃借設備として以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本社 (栃木県河内郡上三川町)	本社兼工場	12,000

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、業界動向、顧客動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、当事業年度末現在における重要な設備の新設、改修計画はありません。

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2026年3月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年6月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	12,000,000	8,194,000	3,806,000	3,806,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定の無い当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	12,000,000	8,194,000	3,806,000	3,806,000	-	-

(注) 未発行株式数には、新株予約権の行使により発行される予定の普通株式585,000株が含まれております。

(2) 【新株予約権等の状況】

区 分	最近事業年度末現在 (2026年3月31日)	公表日の前月末現在 (2026年5月31日)
新株予約権の数(個)	585,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権 の数(個)	-	同左
新株予約権の目的となる株式の種 類	普通株式(注) 1	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	585,000(注) 2	同左
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	50	同左
新株予約権の行使期間	2020年7月8日から 2028年6月19日まで	同左
新株予約権の行使により株式 を発行する場合の株式の発行価格 及び資本組入額	発行価格 50円 資本組入額 25円	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任または定年退職した場合、その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。 ②新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合はその権利を喪失する。 ③新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。 ④その他の条件については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	-	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予 約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下「合併等」と

いう。)を行う場合および株式の無償割当を行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、合併等において定める契約書または計画書等に定めた場合には、それぞれの合併等において定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「合併等対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、合併等対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2026年 3月27日 (注) 2	-	3,806,000	△817,300	90,000	△857,300	-

(注) 1 2026年3月25日開催の臨時株主総会決議に基づき、2026年3月27日付で減資の効力が発生し、資本金及び資本準備金を減少させ、その他資本剰余金に振り替えた後、同日付でその他資本剰余金を減少し、繰越利益剰余金に振り替え、欠損補填を行っております。この結果、資本金が817,300千円（資本金の減資割合90.1%）減少し、資本準備金が857,300千円減少しております。

(6) 【所有者別状況】

2026年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	-	1	14	3	1	33	52	-
所有株式数 (単元)	-	-	39	15,814	7,908	200	14,098	38,059	100
所有株式 数の割合 (%)	-	-	0.10	41.55	20.77	0.52	37.04	100.00	-

(注) 1. 自己株式80,000株は「個人その他」に800単元を含めて記載しております。
2. 所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住 所	所有 株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式 数の割合 (%)
VTONE株式会社	千葉県習志野市鷺沼台3丁目6番地16	443,700	11.91
INDUSTRIAL TECHNOLOGY INVESTMENT CORPORATION (常任代理人 リーディング証券株式会社 代表取締役社長 胡楽天)	6F, 106 HO-PING EAST ROAD, SECTION 2 TAIPEI 106, TAIWAN, R. O. C (東京都中央区新川1丁目8番8号)	392,894	10.54
株式会社オプトラン	埼玉県鶴ヶ島市富士見6丁目1番地1	280,000	7.51
アストロンキャピタル株式会社	東京都台東区台東1丁目22番4号	275,000	7.38
柿崎尚志	栃木県河内郡上三川町	270,000	7.25
樋口俊郎	東京都文京区	258,000	6.92
TEL Venture Capital Inc. (常任代理人 三田証券株式会社 代表取締役社長 門倉健仁)	2711 Centerville Road, Suite 400, Wilmington, New Castle, Delaware, USA (東京都中央区日本橋兜町3番11号)	255,000	6.84
傳 寶菜	栃木県河内郡上三川町	217,000	5.82
トゥルーバグループホールディングス株式会社	東京都千代田区神田錦町1丁目21番1号	200,000	5.37
坂井易子	大阪府大阪市天王寺区	180,000	4.83
計	—	2,771,594	74.39

(注) 1. 株式総数に対する所有株式数の割合は、新株予約権(585,000株)及び自己株式(80,000株)を除く株式総数に対する割合であります。なお、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 80,000	-	自己株式
完全議決権株式 (その他)	普通株式 3,725,900	37,259	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 100	-	-
発行済株式総数	3,806,000	-	-
総株主の議決権	-	37,259	-

② 【自己株式等】

2026年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
筑波精工 株式会社	栃木県河内郡上三川 町大字上蒲生字願成 寺2168-10	80,000	-	80,000	2.10
計		80,000	-	80,000	2.10

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を導入しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第3回新株予約権 (2018年6月20日定時株主総会決議及び2018年7月6日臨時取締役会決議)

決議年月日	2018年7月6日
付与対象者の区分及び人数	当社役員4名、当社従業員8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	600,000
新株予約権の行使時の払込金額	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (一)	-	-	-	-
保有自己株式数	80,000	-	80,000	-

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しておりますが、過去からの繰越利益剰余金が欠損であることから、当事業年度において会社法の規定上、配当可能な財政状態にありません。当面は今後の成長に向けた事業展開の推進と経営基盤の安定化を図るために、内部留保による財務体質の強化に努め、今後の経営成績及び財政状態を勘案しつつ利益配当を検討する予定であります。

なお、当社は、中間及び期末に剰余金の配当を行うことが出来る旨を定款に定めております。この剰余金の配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第39期	第40期	第41期
決算年月	2024年3月31日	2025年3月31日	2026年3月31日
最高 (円)	1,250	1,250	1,000
最低 (円)	1,250	1,000	990

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所TOKYO PRO Market におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年10月	2025年11月	2025年12月	2026年1月	2026年2月	2026年3月
最高 (円)	1,000	—	1,000	—	990	—
最低 (円)	1,000	—	1,000	—	990	—

- (注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。
2. 2025年10月、12月、2026年2月の売買取引は、筑波精工株式会社役員持株会の買い付けによるものであります。

5【役員の状況】

男性 6名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	傅 寶菜	1969年 10月9日生	2001年6月 2004年10月 2009年10月 2010年5月 2012年5月	三洋シリコン電子株式会社入社 当社入社 取締役技術部長 常務取締役 技術担当 代表取締役専務 代表取締役社長 (現任)	(注) 1	(注) 3	217,000
取締役 技術部長	小谷田博章	1976年 6月13日生	2002年4月 2006年5月 2011年4月 2018年3月 2020年6月 2025年3月	関東三洋セミコンダクターズ株式会社入社 当社入社 当社 技術部課長 当社 技術部部長 当社 取締役技術部及び生産技術部長 当社 取締役技術部長 (現任)	(注) 1	(注) 3	20,000
取締役 管理部長	山口成人	1975年 1月15日生	1997年4月 2008年3月 2012年6月 2013年6月 2014年7月 2015年10月 2017年10月 2018年1月 2019年6月 2020年1月 2020年8月 2023年9月 2024年6月	株式会社ハーマン入社 株式会社ミサワ入社 株式会社心屋入社 (現 株式会社ダイニングファクトリー) 経理財務部長 同社 取締役経理財務部長 株式会社キッズコーポレーション入社 経理財務グループリーダー 同社 経理財務部長 同社 経営管理部長 株式会社キッズコーポレーションホール ディングス転籍 経営管理部長 同社 経理財務部長 株式会社キッズコーポレーション転籍 当社入社 当社 管理部長 当社 取締役管理部長 (現任)	(注) 1	(注) 3	—
取締役	樋口俊郎	1950年 2月26日生	1977年4月 1978年4月 1991年11月 1995年4月 2005年4月 2015年3月	東京大学生産技術研究所講師 東京大学生産技術研究所助教授 東京大学工学部教授 東京大学大学院工学系研究科教授 当社 社外取締役 (現任) 東京大学名誉教授 (現任)	(注) 1 (注) 4	(注) 3	258,000
取締役	山本健	1951年 3月11日生	1975年4月 2007年7月 2009年8月 2011年5月 2014年10月 2017年4月 2023年10月 2024年6月	野村證券株式会社入社 エース証券株式会社入社 引受本部副本部長執行役員 霞が関監査法人 (現 太陽有限責任監査法人) FAS担当ディレクター フィリップ証券株式会社 リーディング証券株式会社 コーポレートファイナンス部長 株式会社アイ・アールジャパン 投資銀行本部マネジャー 当社 顧問 当社 社外取締役 (現任)	(注) 1 (注) 4	(注) 3	—

役名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
監査役	金井田克司	1948年 10月2日生	1972年4月 株式会社日立製作所入社 2000年6月 同社家電事業本部次長兼財務部長 2002年4月 日立ホーム&ライフソリューション株式会社 取締役財務本部長 2004年6月 株式会社日立空調システム 取締役財務部長 2006年4月 日立アプライアンス株式会社 取締役財務本部長 2009年4月 同社監査役 2011年6月 日本ケミコン株式会社監査役 2019年6月 当社 常勤監査役 (現任)	(注) 2 (注) 5	(注) 3	—
計						495,000

- (注) 1. 取締役の任期は、傳寶菜氏、小谷田博章氏、山口成人氏、樋口俊郎氏及び山本健氏が2026年3月期に係る定時株主総会の終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する2028年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、金井田克司氏が2023年3月期に係る定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する2027年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
3. 2026年3月期における役員報酬の総額は43,476千円を支給しております。
4. 取締役樋口俊郎氏及び山本健氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 監査役金井田克司氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は創業以来、「もっとも優れた製品・サービスの提供をすると共に、技術の創造・変革とつねに向き合い絶えざる成長に努め、高い企業倫理を保持し常に信頼されるべく社会的責任を自覚し、よりよい社会・環境づくりに貢献する。」という経営理念に基づいて事業活動を行っています。また、株主の皆様やお客様をはじめとするステークホルダーから信頼される企業であり続けるとともに、持続的な企業価値の向上を目指しております。そのために経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいります。

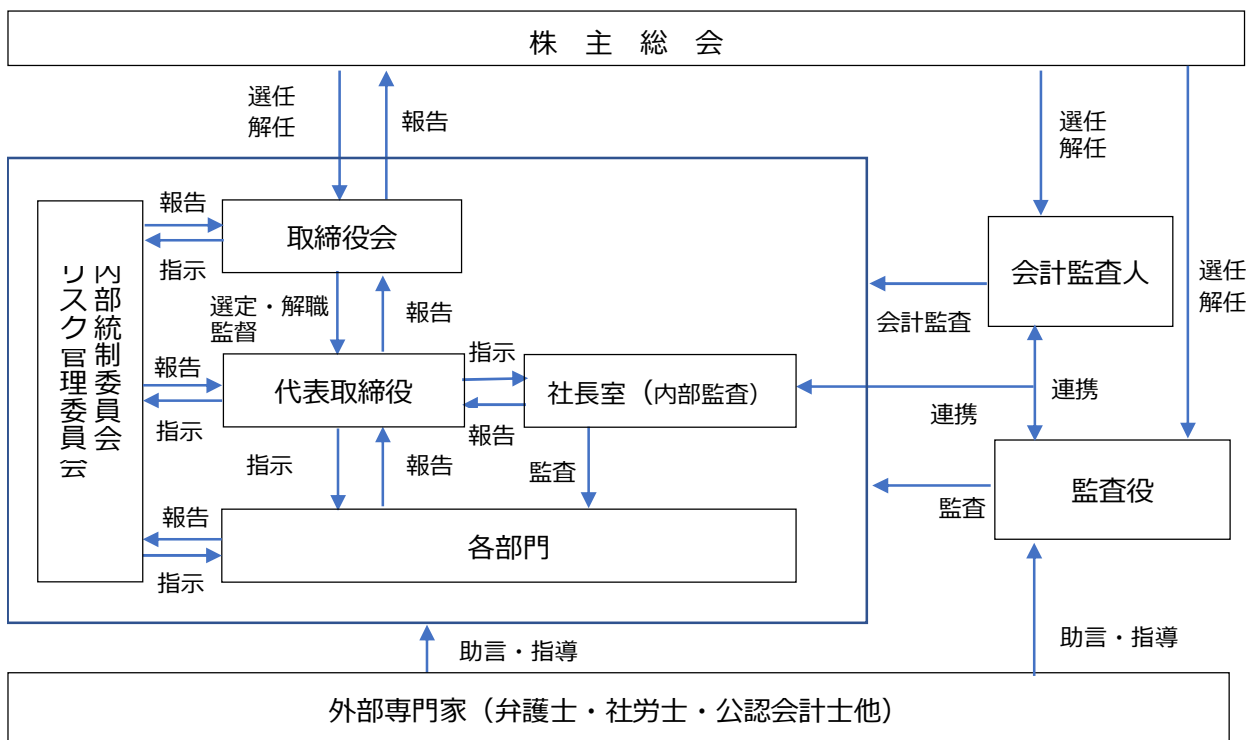
② 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

当社は2026年6月25日開催の定時株主総会において監査役会の廃止を決議し、現在は監査役1名による監査体制を採用しております。

当社は、取締役会、監査役を中心として経営の透明性、公正性を確保したコーポレート・ガバナンス体制を築いております。取締役会は、取締役5名（うち社外取締役2名）にて構成され、原則毎月1回取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

当社は、監査役設置会社であり、常勤監査役1名（社外監査役）により構成され、監査方針の決定、監査状況等の確認を行い、経営の監督機能を高め、取締役への牽制をいたしております。

当社のコーポレート・ガバナンスの体制の模式図は、次のとおりであります。



(イ) 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

代表取締役は、全取締役、使用人に対して当社の企業理念及び経営方針に裏付けられた「コンプライアンス基本方針」を策定・周知し、高い企業倫理と社会的責任に基づいて行動する企業風土の醸成を図っている。また、「コンプライアンス指導指針」を策定し、当社職員が順守すべき事項、モニタリングの方法及び違法行為発見時の対処方針を規定し、法令順守の徹底を図っております。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報について、社内規程に基づき文書または電磁的媒体にて適切に記録・保存・管理するために必要な体制を整備します。また、取締役の職務に係る文書・情報は、監査役の求めに応じて閲覧可能な体制を整え、監査役の監査を受けてまいります。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理体制を明文化した「リスク管理規程」を制定し、代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を定期的に開催し、会社に重大な影響を与えるリスクを洗い出し、PDCA サイクルを回して対策を実行しています。情報漏洩や情報紛失リスクを防止するため、「情報管理規程」を定め、情報処理業務における管理ルールと管理責任部署の明確化を図っています。危機管理の対象となる事象が発生した場合にも、リスク管理規程に従い、リスク管理委員会による討議を経て、必要な場合には取締役会の承認を受け、適切・迅速に対応します。また、当社は適宜弁護士等の外部専門家から経営上のアドバイスをうける体制を敷いております。代表取締役直属の社長室に配置した内部監査担当者は、各業務部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役に報告し、代表取締役は、リスク管理の状況を適宜取締役会に報告します。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会規程、職務権限規程及び業務分掌規程等に基づき、取締役及び各部門長の職務分掌を明確にし、定期的に取締役会で職務執行状況が報告される体制を整備しております。取締役会は、月次業績レビューを通じて、適宜経営課題を把握し、必要な是正を行うことで、職務執行の効率化を図っています。また、予算制度の一層の充実化を図り、各部門の目標管理及び責任の明確化を図っています。

e. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときには、監査役の意見を聴取し、取締役会が決定してまいります。

f. 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人として決定された期間、当該使用人の人事及びその変更については、監査役の同意を要するものとしております。

g. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

「内部通報制度運用要領」の制定と全社向けの周知徹底により、ボトムアップの情報吸い上げを強化するとともに、取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実や不正行為、法令・定款違反行為を発見したときは、直ちに監査役に報告します。

監査役は取締役会及び経営会議その他重要な会議に出席し、必要に応じて取締役、使用人に対して書類の提出を求め、業務執行についての報告を受けております。

h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題やリスクについて意見交換を行い、相互理解を深めております。監査役は、内部監査担当者から各部門に関する内部監査の状況について説明・報告を受け、緊密な連携をとることとしております。監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見交換を行うこととしています。

i. 監査役がその職務の執行に生ずる費用及びその他の当該業務の執行に生ずる費用等の処理に係る方針

会社が、監査役がその職務の執行に必要なと認められる場合を除き、その費用等を負担することとしております。

j. 監査役へ報告した者が不利な取扱いを受けない体制

監査役へ報告を行った当社取締役及び使用人に対し当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことのないよう、内部通報者を保護することを定めた、内部通報制度を策定しており、その旨を当社取締役及び使用人に周知徹底しております。

③ 会計監査の状況

会計監査については、株式会社東京証券取引所の定める「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、あかり監査法人による監査を受けております。

当社の当事業年度における監査業務を執行した公認会計士は、吉澤誉彦氏、池上政史氏の2名であり、いずれも継続監査年数については7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は、公認会計士1名、その他2名であります。なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には、特別の利害関係はありません。

④ 役員報酬の内訳

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりです。

取締役の年間報酬総額 34,308 千円（うち社外取締役 6,120 千円）

監査役の年間報酬総額 9,168 千円（うち社外監査役 9,168 千円）

（注）取締役支給額は、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

⑤ 内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、社長室を主管部署として内部監査担当者 1 名が、各部門の業務に関する監査を実施しております。各部門の監査結果は、代表取締役及び被監査部門に報告されるとともに、改善指示書が発行され改善状況を継続的に確認する体制を取っております。当社監査役は、監査役 1 名（社外監査役）により構成されており、内部監査担当者より内部監査の結果、改善状況などについて随時報告を受けるとともに、代表取締役並びに監査法人と定期的に、会計監査の結果や業務監査の結果の情報を交換し、監査役監査の実効性を高めることとしております。会計監査人と監査役並びに内部監査担当者は、三様監査のミーティングを定期的に開催し、夫々の監査視点に立った意見を交換・共有し、監査の質的向上を推進しております。

⑥ 社外取締役及び社外監査役との関係

当社は2026年6月25日開催の定時株主総会において監査役会の廃止を決議し、現在は監査役 1 名による監査体制を採用しておりますが、社外取締役及び社外監査役との関係は、当事業年度の状況を含め記載しております。

【社外取締役 樋口俊郎】

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

東京大学の名誉教授であり、当社と東京大学には取引利害関係は一切ありません。

イ. 当該事業年度における主な活動状況

（i）取締役会への出席状況及び発言状況、社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

静電チャックに関する豊富な知識と幅広い経験に基づいた意見を期待しております。当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席しており、重要事項の質疑をはじめ専門的見地からの発言を通じて、期待される役割を果たしております。

ウ. 当社株式の保有状況

当社株式の保有状況については、「5 【役員の状況】」の「所有株式数」欄に記載のとおりです。

【社外取締役 山本健】

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

イ. 当該事業年度における主な活動状況

（i）取締役会への出席状況及び発言状況、社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席しており、証券会社での経験等から様々な施策に関する発言をいただいております。また、IR活動や株主施策等に関するアドバイスを通じて期待される役割を果たしております。

ウ. 当社株式の保有状況

当社株式の保有状況については、「5 【役員の状況】」の「所有株式数」欄に記載のとおりです。

【社外監査役 金井田克司】

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

イ. 当該事業年度における主な活動状況

（i）取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会13回の全てに、また監査役会 6 回の全てに出席しております。グローバル企業での役員経験等を生かし、主に経理、財務的な見地から当社の経営に対して適宜貴重な発言をいただいております。

ウ. 当社株式の保有状況

該当事項はありません。

【社外監査役 安岐浩一】

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

ひびき監査法人の代表社員であり、当社とひびき監査法人には取引利害関係は一切ありません。

イ. 当該事業年度における主な活動状況

(i) 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に、また監査役会6回うち5回に出席しております。公認会計士としての専門的な見識、経験により、適切な発言をいただいております。

ウ. 当社株式の保有状況

社外監査役であった安岐浩一氏は、当社株式を10,000株保有しております。

【社外監査役 酒井明彦】

ア. 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

株式会社JSファンドリの代表取締役であり、当社と株式会社JSファンドリには取引利害関係は一切ありません。なお、当事業年度中に株式会社JSファンドリの代表取締役を退任しております。

イ. 当該事業年度における主な活動状況

(i) 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に、また監査役会6回のうち4回に出席しております。半導体業界に精通し、その豊富な知識・経験等を生かして、専門的見地からの発言をいただいております。

ウ. 当社株式の保有状況

社外監査役であった酒井明彦氏は、当社株式を1,000株保有しております。

⑦ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は7名以内、監査役は4名以内とする旨を定款に定めております。

⑧ 取締役の選任決議要件

当社は、株主総会における取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑨ 株主総会の特別決議の要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会における特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑩ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑪ 取締役及び監査役の責任免除

当社は取締役 樋口俊郎氏及び取締役 山本健氏、並びに監査役 金井田克司氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。

⑫ 会計監査人の責任免除

当社は会計監査人との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。

⑬ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

(i) 被保険者の範囲

当社のすべての取締役および監査役。

(ii) 保険契約の内容の概要

被保険者が（i）の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

⑭ 株式の保有状況

該当事項はありません。

（２）【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
発行者	9,400	-

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況等を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬の見積りの算出根拠等の妥当性を検討して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の定める「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表について、あかり監査法人による監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2026 年 3 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	278,896	209,700
電子記録債権	－	7,502
売掛金	16,716	10,164
製品	5,046	4,446
仕掛品	6,100	1,015
原材料	7,157	7,564
貯蔵品	315	254
前払費用	2,057	2,030
未収入金	14,981	1,438
未収収益	12	130
未収還付消費税等	4,486	7,083
未収還付法人税等	－	4,662
その他	1,465	695
貸倒引当金	△7,490	－
流動資産合計	329,746	256,689
固定資産		
投資その他の資産		
差入保証金	3,190	2,679
投資その他の資産合計	3,190	2,679
固定資産合計	3,190	2,679
資産合計	332,937	259,369

(単位：千円)

	前事業年度 (2025 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2026 年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
電子記録債務	7,782	-
買掛金	3,255	4,413
1 年内返済予定の長期借入金	12,708	22,708
未払金	6,395	7,172
未払費用	4,787	4,551
未払法人税等	5,476	331
預り金	806	785
前受金	2,840	-
賞与引当金	5,145	4,843
製品保証引当金	1,806	1,373
その他	-	38
流動負債合計	51,003	46,217
固定負債		
長期借入金	90,312	67,604
修繕引当金	4,648	7,930
固定負債合計	94,960	75,534
負債合計	145,964	121,751
純資産の部		
株主資本		
資本金	907,300	90,000
資本剰余金		
資本準備金	857,300	-
その他資本剰余金	-	100,973
資本剰余金合計	857,300	100,973
利益剰余金		
利益準備金	2,500	2,500
その他利益剰余金		
別途積立金	13,000	13,000
繰越利益剰余金	△1,589,126	△64,854
利益剰余金合計	△1,573,626	△49,354
自己株式	△4,000	△4,000
株主資本合計	186,973	137,618
純資産合計	186,973	137,618
負債純資産合計	332,937	259,369

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自	2024年4月1日	(自	2025年4月1日
	至	2025年3月31日)	至	2026年3月31日)
売上高	※1	237,849	※1	278,434
売上原価				
製品期首棚卸高		3,430		5,046
当期製品製造原価	※3	133,725	※3	151,268
当期製品仕入高		951		-
合計		138,107		156,315
棚卸資産評価損		4,242		5,392
他勘定振替高		28,550		29,470
製品期末棚卸高		9,289		9,838
製品売上原価		104,510		122,398
売上総利益		133,338		156,035
販売費及び一般管理費	※2※3	177,987	※2※3	188,646
営業損失(△)		△44,648		△32,611
営業外収益				
受取利息		142		491
為替差益		-		1,102
前受金取崩益	※5	826		-
雑収入		53		33
営業外収益合計		1,022		1,626
営業外費用				
支払利息		1,284		1,129
為替差損		472		-
雑損失		30		-
営業外費用合計		1,786		1,129
経常損失(△)		△45,413		△32,113
特別損失				
固定資産除却損		1,398		-
減損損失	※4	13,633	※4	8,116
貸倒損失		-	※7	8,529
貸倒引当金繰入額	※6	7,490		-
特別損失合計		22,523		16,645
税引前当期純損失(△)		△67,936		△48,759
法人税、住民税及び事業税		1,929		595
法人税等合計		1,929		595
当期純損失(△)		△69,865		△49,354

【製造原価明細書】

		前事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費	※1	25,457	21.4	32,850	22.9
II 労務費		64,073	53.8	67,234	46.8
III 経費		29,501	24.8	43,476	30.3
当期総製造費用		119,032	100.0	143,562	100.0
期首仕掛品棚卸高		19,300		6,100	
合計		138,333		149,663	
原材料評価損	※2	1,493		2,621	
仕掛品評価損	※3	12,132		5,680	
期末仕掛品棚卸高		18,233		6,695	
当期製品製造原価		133,725		151,268	

(注) ※1 主な内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)
外注加工費 (千円)	3,903	20,927
消耗品費 (千円)	4,344	6,078
賃借料 (千円)	7,200	7,521
減価償却費 (千円)	377	583

※2 「原材料評価損」は、原材料の収益性の低下による簿価切下額であり、当該評価損は売上原価に含まれております。

※3 「仕掛品評価損」は、仕掛品の収益性の低下による簿価切下額であり、当該評価損は売上原価に含まれております。

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、ロット別個別原価計算を採用しております。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本 準備金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	907,300	857,300	857,300	2,500	13,000	△ 1,519,261	△ 1,503,761
当期変動額							
当期純損失（△）						△ 69,865	△ 69,865
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△ 69,865	△ 69,865
当期末残高	907,300	857,300	857,300	2,500	13,000	△ 1,589,126	△ 1,573,626

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	
当期首残高	△ 4,000	256,838	256,838
当期変動額			
当期純損失（△）		△ 69,865	△ 69,865
当期変動額合計	-	△ 69,865	△ 69,865
当期末残高	△ 4,000	186,973	186,973

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	907,300	857,300	-	857,300	2,500	13,000	△1,589,126
当期変動額							
資本金から 剰余金への振替	△817,300		817,300	817,300			
準備金から 剰余金への振替		△857,300	857,300	-			
欠損補填			△1,573,626	△1,573,626			1,573,626
当期純損失（△）							△49,354
当期変動額合計	△817,300	△857,300	100,973	△756,326	-	-	1,524,272
当期末残高	90,000	-	100,973	100,973	2,500	13,000	△64,854

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	
	利益剰余金 合計			
当期首残高	△1, 573, 626	△ 4, 000	186, 973	186, 973
当期変動額				
資本金から 剰余金への振替				-
準備金から 剰余金への振替				-
欠損補填	1, 573, 626			-
当期純損失 (△)	△49, 354		△49, 354	△49, 354
当期変動額合計	1, 524, 272	-	△49, 354	△49, 354
当期末残高	△49, 354	△ 4, 000	137, 618	137, 618

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失 (△)	△67,936	△48,759
減損損失	13,633	8,116
貸倒損失	-	8,529
減価償却費	2,071	1,916
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	7,490	-
為替差損益 (△は益)	△154	△1,038
差入保証金償却額	510	510
固定資産除却損	1,398	-
受取利息	△142	△491
支払利息	1,284	1,129
製品保証引当金の増減額 (△は減少)	△2,295	△432
売上債権の増減額 (△は増加)	△5,117	△3,790
棚卸資産の増減額 (△は増加)	10,775	5,339
仕入債務の増減額 (△は減少)	△25,477	△6,624
修繕引当金の増減額 (△は減少)	3,281	3,281
未収還付消費税等の増減額 (△は増加)	8,232	△2,597
未収還付法人税等の増減額 (△は増加)	-	△4,662
未払法人税等の増減額 (△は減少)	-	△4,407
未払金の増減額 (△は減少)	△399	777
その他の資産の増減額 (△は増加)	△1,501	△103
その他の負債の増減額 (△は減少)	△1,500	△520
小計	△55,846	△43,826
利息の受取額	534	373
利息の支払額	△1,327	△1,117
法人税等の支払額	△1,929	△1,334
営業活動によるキャッシュ・フロー	△58,568	△45,904
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△17,103	△10,582
有形固定資産の売却による収入	15,514	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,588	△10,582
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△13,422	△12,708
財務活動によるキャッシュ・フロー	△13,422	△12,708
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0	0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△73,578	△69,195
現金及び現金同等物の期首残高	292,475	218,896
現金及び現金同等物の期末残高	※ 218,896	※ 149,700

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 製 品 個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- (2) 仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- (3) 原材料 移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- (4) 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（2007年3月31日以前に取得したものは旧定率法）を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備：15年

機械及び装置：8年

工具、器具及び備品：5年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益としております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 製品保証引当金

販売済製品に係る一定期間の無償補修費の支出に備えるため、過去の実績率に基づき計上しております。

(4) 修繕引当金

製造設備の定期修繕に要する支出に備えるため、その支出見込額に基づき、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社では、静電界を用いた吸着システム事業において、主として日本、台湾及び中国の顧客に対し、静電チャック関連製品を販売しております。

製品の販売に係る収益は、主に製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、国内販売においては製品の引渡時点又は検収時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点又は検収時点で収益を認識しており、輸出販売においては、インコタームズ等で定められた貿易条件又は顧客の検収に基づき、リスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

また、静電チャック関連製品の販売契約において、引き渡し後1年以内に生じた製品の欠陥による故障に対して無償で修理又は交換を行う製品保証義務を有しております。当該保証義務は、製品が顧客との契約に定められた仕様に従って意図したとおりに機能するという保証を顧客に提供するものであるため、製品保証引当金として認識しております。

なお、取引の対価は、主として履行義務の充足時点から6か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(消費税等の会計処理)

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

(固定資産の減損損失)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
減損損失	13,633千円	8,116千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである事業用資産については、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

回収可能価額は、決算時点で入手可能な情報や資料を利用した将来キャッシュ・フローに基づく使用価値により合理的に測定しておりますが、経営環境の変動等により、利益計画の見直しが必要となった場合、当社の翌事業年度以降の財務諸表において追加の減損損失が発生する可能性があります。

(未収入金の貸倒引当金)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
未収入金	14,981千円	1,438千円
貸倒引当金	△7,490千円	-
貸倒損失	-	8,529千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。前事業年度において、未収入金の回収遅延及び支払の延期要請を受けたことから、貸倒懸念債権に区分しております。当該未収入金の評価は、財務内容評価法によっており、債権額の50%を回収不能見込額として貸倒引当金を計上しております。

なお、当事業年度において対象の未収入金について回収不能と判断し、貸倒損失に計上しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)等

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	261,169千円	267,772千円

注 減価償却累計額には減損損失累計額を含んでおります。

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係） 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度 25.2%、当事業年度 21.8%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度 74.8%、当事業年度 78.2%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
役員報酬	40,410 千円	43,476 千円
給与手当	21,864	21,372
賞与引当金繰入額	1,550	1,539
支払手数料	33,824	32,978
外注費	28,127	31,661
減価償却費	1,693	1,332
製品保証引当金繰入額（△は戻入額）	△2,295	△432

※3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
	9,405 千円	20,819千円

※4 減損損失の内容は次のとおりであります。

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(1) 減損損失を認識した主な資産

場所	用途	種類
栃木県河内郡上三川町	事業用資産	工具、器具及び備品

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当初想定していた収益を見込めなくなったため、当該事業に係る資産グループについて減損損失を認識しております。

(3) 減損損失の金額

工具、器具及び備品	13,633 千円
計	13,633 千円

(4) 資産のグルーピングの方法

当社は、静電界を用いた吸着システム事業のみの単一セグメントとしております。事業資産は全体で一つの資産グループとしておりますが、除却予定又は遊休状態にある資産については、個別に独立した単位としてグルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

(1) 減損損失を認識した主な資産

場所	用途	種類
栃木県河内郡上三川町	事業用資産	工具、器具及び備品

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当初想定していた収益を見込めなくなったため、当該事業に係る資産グループについて減損損失を認識しております。

(3) 減損損失の金額

工具、器具及び備品	8,116 千円
計	8,116 千円

(4) 資産のグルーピングの方法

当社は、静電界を用いた吸着システム事業のみの単一セグメントとしております。事業資産は全体で一つの資産グループとしておりますが、除却予定又は遊休状態にある資産については、個別に独立した単位としてグルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。

※5 前受金取崩益

返金不要となった前受対価を収益計上したものであります。

※6 貸倒引当金繰入額

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

貸倒引当金繰入額は「第6【経理の状況】【注記事項】（重要な会計上の見積り）（未収入金の貸倒引当金）」に記載のとおり、貸倒懸念債権として債権額の50%を計上しております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

※7 貸倒損失

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

営業活動に使っていた営業デモ機を中国の商社に2021年9月30日に譲渡しましたが、その未収入金に関し、支払遅延の事実及び当該商社が事業を停止していることから、回収することが困難と判断し、計上したものです。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	3,806,000	-	-	3,806,000
合計	3,806,000	-	-	3,806,000
自己株式				
普通株式	80,000	-	-	80,000
合計	80,000	-	-	80,000

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度 末残高 （千円）
			当事業年 度期首	当事業年 度増加	当事業年 度減少	当事業年 度末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	-	-

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	3,806,000	-	-	3,806,000
合計	3,806,000	-	-	3,806,000
自己株式				
普通株式	80,000	-	-	80,000
合計	80,000	-	-	80,000

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年 度末残高 （千円）
			当事業年 度期首	当事業年 度増加	当事業年 度減少	当事業年 度末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	-	-

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金	278,896 千円	209,700 千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△ 60,000	△ 60,000
現金及び現金同等物	218,896	149,700

(リース取引関係)

前事業年度 (2025年3月31日)

1. ファイナンス・リース取引 (借主側)

該当事項はありません。

当事業年度 (2026年3月31日)

1. ファイナンス・リース取引 (借主側)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては、後述する為替の変動リスクを回避するために先物為替予約取引を利用しますが、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

受取手形、電子記録債権及び売掛金は、事業活動から生じた営業債権であり、顧客の信用リスクが存在します。未収入金は、取引先の信用リスクが存在します。

また、海外で営業を行うにあたり生じる外貨建営業債権は、為替の変動リスクが存在します。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1か月以内の支払期日であります。また、支払手形及び電子記録債務は、そのほとんどが60日以内の支払期日であります。借入金は、主に長期運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

債権については、経常的に発生しており、担当者が所定の手続に従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

ロ 市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理

外貨建営業債権債務については、為替の変動リスクを回避することを目的に、先物為替予約取引を行う場合があります。

ハ 資金調達に係る流動性リスク (支払期日に支払いを実行できなくなるリスク) の管理

営業債務及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2025年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 差入保証金	1,913	1,895	△18
資産計	1,913	1,895	△18
(1) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	103,020	97,549	△5,470
負債計	103,020	97,549	△5,470

(※1) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、未収還付消費税等、電子記録債務、買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、預り金及び前受金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(※2) 貸借対照表における差入保証金の金額と金融商品の時価開示における「貸借対照表計上額」との差額は、当事業年度末における差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額の未償却残高であります。

当事業年度（2026年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 差入保証金	1,913	1,874	△39
資産計	1,913	1,874	△39
(1) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	90,312	83,615	△6,696
負債計	90,312	83,615	△6,696

(※1) 現金は注記を省略しており、預金、電子記録債権、売掛金、未収入金、未収還付消費税等、未収還付法人税等、買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等及び預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(※2) 貸借対照表における差入保証金の金額と金融商品の時価開示における「貸借対照表計上額」との差額は、当事業年度末における差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額の未償却残高であります。

(ア) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	278,896	-	-	-
売掛金	16,716	-	-	-
未収入金	14,981	-	-	-
未収還付消費税等	4,486	-	-	-
差入保証金	-	1,913	-	-
合計	315,080	1,913	-	-

当事業年度 (2026年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	209,700	-	-	-
電子記録債権	7,502	-	-	-
売掛金	10,164	-	-	-
未収入金	1,438	-	-	-
未収還付消費税等	7,083	-	-	-
未収還付法人税等	4,662	-	-	-
差入保証金	-	1,913	-	-
合計	240,551	1,913	-	-

(イ) 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度 (2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	12,708	22,708	12,708	11,994	12,708	30,194
合計	12,708	22,708	12,708	11,994	12,708	30,194

当事業年度 (2026年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	22,708	12,708	11,994	12,708	9,519	20,675
合計	22,708	12,708	11,994	12,708	9,519	20,675

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度 (2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

当事業年度 (2026 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度 (2025 年 3 月 31 日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	1,895	—	1,895
資産計	—	1,895	—	1,895
長期借入金	—	97,549	—	97,549
負債計	—	97,549	—	97,549

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、返還時期の見積りを行い、見積期間に対応した国債利回り等適切な指標により将来キャッシュ・フローの見積額を割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度 (2026 年 3 月 31 日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	1,874	—	1,874
資産計	—	1,874	—	1,874
長期借入金 (1 年内返済予定を含む)	—	83,615	—	83,615
負債計	—	83,615	—	83,615

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、返還時期の見積りを行い、見積期間に対応した国債利回り等適切な指標により将来キャッシュ・フローの見積額を割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前事業年度（2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2026年3月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2026年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社は、ストック・オプション付与日時点において未公開企業であり、付与日現在におけるストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしておりません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2018年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数（注）3.	当社取締役 3名、当社従業員 4名、その他2名
株式の種類別のストック・オプションの数 （注）1. 3.	普通株式 585,000株
付与日	2018年7月7日
権利確定条件	（注）2.
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2020年7月8日 至 2028年6月19日

（注）1. 株式数に換算して記載しております。

2. 権利確定条件は付されていません。なお、権利行使条件は、「新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要すること」となっております。ただし、任期満了による退任または定年退職した場合、その他正当な理由がある場合にはこの限りではありません。さらに、585,000株のうち55,000株については、当社と付与対象者との間で締結している新株予約権割当契約において、日本国内の新興市場又は本則市場のいずれかに上場するまで、新株予約権を行使することができないとする権利行使条件の定めにより、権利は確定していません。

3. 期末日現在の状況で記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2026年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	2018年Stock・オプション
権利確定前 (株)	
前事業年度末	55,000
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	55,000
権利確定後 (株)	
前事業年度末	530,000
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	530,000

② 単価情報

	2018年Stock・オプション
権利行使価格 (円)	50
行使時平均株価 (円)	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-

3. Stock・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたStock・オプションの公正な評価単価は、当社がStock・オプション付与日時点において未公開企業であるため本源的価値によっております。また、付与時点における単位当たりの本源的価値は0円であります。本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、時価純資産方式に基づき算定しております。

4. Stock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. Stock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	549,900千円
当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	- 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注) 1	238,302 千円	254,364 千円
棚卸資産	17,684	21,542
固定資産	15,528	15,484
賞与引当金	1,613	1,692
製品保証引当金	566	480
修繕引当金	1,457	2,770
貸倒引当金	2,349	-
未払事業税	1,382	-
その他	3,688	2,204
繰延税金資産小計	282,573	298,539
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) 1	△238,302	△254,364
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△44,271	△44,174
評価性引当額小計	△282,573	△298,539
繰延税金資産合計	-	-

(注) 1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度 (2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金(※1)	29,519	2,216	-	15,475	48,985	142,105	238,302
評価性引当額	29,519	2,216	-	15,475	48,985	142,105	238,302
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

※1. 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度 (2026年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金(※2)	2,469	-	17,242	54,577	45,860	134,214	254,364
評価性引当額	2,469	-	17,242	54,577	45,860	134,214	254,364
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

※2. 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
税引前当期純損失を計上しているため、差異原因の項目別内訳の記載を省略しております。	税引前当期純損失を計上しているため、差異原因の項目別内訳の記載を省略しております。

(企業結合等関係)

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社は、本社の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

当社は、本社の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

重要な賃貸等はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

重要な賃貸等はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(ア) 財又はサービスの種類別の内訳

(単位：千円)

	Supporter®	ステージ	自動機	合計
静電チェック	57,112	180,736	—	237,849
顧客との契約から生じる収益	57,112	180,736	—	237,849

(イ) 収益認識の時期別の内訳

(単位：千円)

	Supporter®	ステージ	自動機	合計
一時点で移転される財又はサービス	52,700	180,736	—	233,436
一定期間にわたり移転される財又はサービス	4,412	—	—	4,412
顧客との契約から生じる収益	57,112	180,736	—	237,849

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

(ア) 財又はサービスの種類別の内訳

(単位：千円)

	Supporter®	ステージ	自動機	合計
静電チェック	52,512	172,630	53,291	278,434
顧客との契約から生じる収益	52,512	172,630	53,291	278,434

(イ) 収益認識の時期別の内訳

(単位：千円)

	Supporter®	ステージ	自動機	合計
一時点で移転される財又はサービス	52,512	172,630	53,291	278,434
一定期間にわたり移転される財又はサービス	—	—	—	—
顧客との契約から生じる収益	52,512	172,630	53,291	278,434

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社の事業セグメントは、静電界を用いた吸着システム事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

当社の事業セグメントは、静電界を用いた吸着システム事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

前事業年度の製品別販売実績は次のとおりであります。

(単位：千円)

	Supporter®	ステージ	自動機	合計
外部顧客への売上高	57,112	180,736	—	237,849

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	台湾	中国	米国	合計
71,437	47,826	111,326	7,258	237,849

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
A社 (注)	54,669
Suzhou Dongwu Precision Technology Co., Ltd.	38,807
巴工業株式会社	26,300

(注) A社については、静電界を用いた吸着システム事業への影響が懸念されることから、社名の公表は控えさせていただきます。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	Supporter®	ステージ	自動機	合計
外部顧客への売上高	52,512	172,630	53,291	278,434

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	台湾	中国	合計
60,891	34,617	182,925	278,434

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
A社 (注)	106,262
KUNSHAN KODIT PRECISION INDUSTRY CO., LTD	64,047

(注) A社については、静電界を用いた吸着システム事業への影響が懸念されることから、社名の公表は控えさせていただきます。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社は静電界を用いた吸着システム事業のみの単一セグメントであるため、報告セグメントごとの記載を省略しております。なお、前事業年度において、13,633千円の減損損失を計上しております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

当社は静電界を用いた吸着システム事業のみの単一セグメントであるため、報告セグメントごとの記載を省略しております。なお、当事業年度において、8,116千円の減損損失を計上しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

(持分法損益等)

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	50円18銭	36円93銭
1株当たり当期純損失 (△)	△18円75銭	△13円25銭

(注) 1. 前事業年度及び当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(注) 2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり当期純損失		
当期純損失 (△) (千円)	△69,865	△49,354
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純損失 (△) (千円)	△69,865	△49,354
普通株式の期中平均株式数 (株)	3,726,000	3,726,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類（新株予約権の数585,000個（普通株式585,000株））。 なお、新株予約権の概要は、「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】（2）【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	新株予約権1種類（新株予約権の数585,000個（普通株式585,000株））。 なお、新株予約権の概要は、「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】（2）【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

① 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首 残高 (千円)	当期 増加額 (千円)	当期 減少額 (千円)	当期末 残高 (千円)	当期末減価償 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期 償却額 (千円)	差引 当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	4, 232	-	-	4, 232	4, 232	-	-
機械及び装置	166, 630	-	-	166, 630	166, 630	-	-
工具、器具及び備品	90, 305	10, 032	3, 429	96, 909	96, 909	10, 032 (8, 116)	-
建設仮勘定	-	550	550	-	-	-	-
有形固定資産計	261, 169	10, 582	3, 979	267, 772	267, 772	10, 032 (8, 116)	-
無形固定資産							
電話加入権	72	-	-	72	72	-	-
ソフトウェア	18, 915	-	-	18, 915	18, 915	-	-
製造販売権	27, 777	-	-	27, 777	27, 777	-	-
無形固定資産計	46, 765	-	-	46, 765	46, 765	-	-

(注) 1. 「期末減価償却累計額又は償却累計額」には減損損失累計額を含んでおります。

2. 当期償却額のうち () 内は内書きで減損損失の計上額であります。

3. 当期増加額の主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品 検査治具等 10, 032千円

建設仮勘定 部品版代等 550千円

4. 当期減少額の主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品 検査治具等 3, 429千円

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	12,708	22,708	0.87	-
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）	90,312	67,604	1.26	2028年～2036年
合計	103,020	90,312	-	-

（注）1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	12,708	11,994	12,708	9,519

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	5,145	4,843	5,145	-	4,843
製品保証引当金(注)	1,806	-	-	432	1,373
修繕引当金	4,648	3,281	-	-	7,930
貸倒引当金	7,490	519	8,009	-	-

（注）製品保証引当金の「当期減少額（その他）」の金額は、洗替によるものであります。

【資産除去債務明細表】

資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当事業年度の費用の負担に属する金額を費用に計上する方法を採用しているため、該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	454
預金	
当座預金	256
普通預金	148,990
定期預金	60,000
小計	209,700
合計	209,700

ロ. 電子記録債権

相手先	金額（千円）
光伝導機(株)	6,655
(株)真田	847
合計	7,502

期日別内訳

期日別	金額（千円）
2026年5月	1,540
2026年6月	847
2026年7月	5,115
合計	7,502

ハ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
K・マシン（株）	6,380
日本電波工業（株）	3,245
USTRON（株）	396
(株) 真田	143
合計	10,164

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率 (%) (C) ————— ×100 (A) + (B)	滞留期間 (日) $\frac{(A) + (D)}{2}$ (B) ————— 365
16,716	114,680	121,232	10,164	92.3%	42.8 日

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ニ. 製品

品目	金額（千円）
電源	1, 280
静電チャック	3, 165
合計	4, 446

ホ. 仕掛品

品目	金額（千円）
静電チャック	1, 015
合計	1, 015

ヘ. 原材料

品目	金額（千円）
ベースプレート	1, 599
間接材料	2, 121
電源	1, 720
電極シート	2, 123
合計	7, 564

ト. 貯蔵品

品目	金額（千円）
梱包用資材	241
製造用手袋	13
合計	254

② 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額（千円）
(株) 上戸製作所	1, 585
(株) サンエイ・オプチカル	851
(株) 森川製作所	823
(株) コスモテック	314
(株) 寺田	236
その他	600
合計	4, 413

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	－
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数（注）1	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
取次所	－
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 https://tsukubaseiko.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026 年 6 月 26 日

筑波精工株式会社
取締役会 御中

あかり監査法人

東京事務所

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

吉澤 誉彦

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

池上 政史

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている筑波精工株式会社の 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの第 41 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、筑波精工株式会社の 2026 年 3 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切で

あるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当事業年度の会社の監査証明業務に基づく報酬の額は9,400千円であり、非監査業務に基づく報酬はない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。